

静 県 薬 第 900 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 岡 田 国 一

**新型コロナウイルスの感染拡大に伴う薬局及び医薬品販売業に係る  
特例的措置関係事務連絡の廃止について**

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 6 年 3 月 26 日付け日薬業発第 491 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、概要については、別添日薬通知記載の通りですが、各関連通知（①～⑬）については、下記県薬 H P に掲載予定であることを申し添えます。

U R L : [https://www.shizuyaku.or.jp/kaiin\\_cat/corona/](https://www.shizuyaku.or.jp/kaiin_cat/corona/)

担当：静岡県薬剤師会事務局総務スタッフ；瀬川  
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028  
E-mail：segawa@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 491 号  
令 和 6 年 3 月 26 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う  
薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置関係事務連絡の廃止について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた医療提供体制については、令和6年3月6日付け日薬業発第469号にて、本年4月より通常の医療提供体制に移行することに關してお知らせしたところですが、今般、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置の廃止について、厚生労働省医薬局総務課より別添のとおり本会宛周知依頼方連絡がありましたのでお知らせいたします。

具体的な取扱いは以下のとおりです。

貴会におかれましては、貴会会員へのご周知方よろしくお願ひ申し上げます。

①		
②	「0410対応」に係るもの	令和6年4月1日付で廃止
③		
④	薬局及び医薬品の販売業に係る体制・手続き、健康サポート薬局等に係るもの	令和6年4月1日付で廃止
⑤		
⑥	医療用抗原検査キットの販売	令和6年3月31日以前に購入した医療用抗原検査キットについては、令和7年3月31日までの間、引き続き販売可
⑦		
⑧	夜間休日・年末年始における抗原検査キットの提供体制整備	令和6年4月1日付で廃止
⑨		
⑩	卸売販売業者が事業者に対して販売する抗原簡易キット	
⑪	※薬局から社会機能維持事業者への販売に係るものを含む	令和6年4月1日付で廃止
⑫		
⑬		

①～⑬：令和6年3月25日付け厚生労働省医薬局総務課 事務連絡（別添）より

## 別添

事務連絡  
令和6年3月25日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

### 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置関係事務連絡の廃止について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長、保健所設置市衛生主管部（局）長及び特別区衛生主管部（局）宛てお知らせしましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。



事務連絡  
令和6年3月25日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う  
薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置関係事務連絡の廃止について

平素より、薬事行政の推進に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルスの感染拡大を受けた医療提供体制については、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け事務連絡）において、本年4月より、通常の医療提供体制に移行する旨をお示ししたところです。

これを踏まえ、今般、新型コロナウイルス感染症への対応としてお示ししていた各種の特例的措置の廃止について、「新型コロナウイルス感染症の特例的な財政支援の終了等に伴う関係事務連絡の廃止について（周知）」（令和6年3月25日付け事務連絡）によりお知らせしています。当該事務連絡の内容のうち、薬局及び医薬品販売業に係る特例的措置の廃止について、具体的な取扱いは下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内の薬局、医薬品販売業者への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

以下に掲げる事務連絡については、令和6年4月1日付けで廃止すること。ただし、⑤から⑦までの事務連絡に関し、薬局開設者が令和6年3月31日以前に購入した医療用抗原検査キットについては、令和7年3月31日までの間、引き続き当該事務連絡の例により取り扱うことができる。

- ① 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ② 「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情

報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

- ③ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&A」（令和2年5月1日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡（令和4年9月30日最終改正））
- ④ 「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に係る取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ⑤ 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡（令和4年3月17日一部改正））
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について」（令和3年11月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課、監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）
- ⑦ 「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和4年12月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課、監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）
- ⑧ 「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」（令和4年12月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）
- ⑨ 「抗原簡易キットの販売先について」（令和3年6月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ⑩ 「抗原簡易キットの販売先について（その2）」（令和3年10月15日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ⑪ 「抗原簡易キットの販売先について（その3）」（令和3年11月19日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ⑫ 「抗原簡易キットの販売先について（その4）」（令和4年1月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ⑬ 「抗原簡易キットの販売先について（その5）」（令和4年1月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

以上